

標準技術について

電子カルテやレセプトコンピュータといった情報機器について、国は技術の標準化を着実に進めています。地域医療連携に関するシステムについても同様です。

「医療分野の情報化の推進について（厚生労働省）」では、以下のように紹介されています。

医療機関の内部や異なる医療機関の間において、医療情報を電子的に活用する場合、必要な情報がいつでも利用可能となるよう、医療情報システムを標準的な形式のメッセージや標準とされるコード（以下、標準規格）を用いて設計することが必要となります。

そのため、厚生労働省では、保健医療分野において必要な標準規格を厚生労働省標準規格として認め、普及を図っています。

厚生労働省標準規格は、厚生労働省のみで決定するのではなく、標準化活動を行う学会や民間の規格制定団体が参画する「協議会」において選定された規格を、厚生労働省の「保健医療情報標準化会議」にて議論し採択しており、産官学協力しつつ決定しています。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/johoka/index.html

ただし、ベンダーにとってこうした標準規格の採用は義務ではないため、一部規格のみの採用や、オリジナルでシステム構築するベンダーなど採用技術のバラつきは今現在も残っています。

採用技術が異なる ICT を活用した地域医療連携ネットワーク（以下、「連携ネットワーク」）間を相互連携する際には、オーダーメイドでのシステム改修が必要になるなど、高額な投資が必要になるため、標準技術に統一することが有効と考えます。